小千谷時間帯別Ｂ契約

（選択約款）

2025年4月1日実施

北陸瓦斯株式会社

目　　次

１．　この選択約款の変更---------- 1
２．　用 語 の 定 義---------- 1
３．　適　用　条　件---------- 2
４．　契 約 の 締 結---------- 2
５．　使用量の算定 ---------- 3
６．　料　　金---------- 3
７．　料金及び延滞利息の支払方法---------- 3
８．　延　滞　利　息---------- 3
９．　単位料金の調整---------- 4
10.　需給契約の精算額---------- 5
11.　名 義 の 変 更---------- 7
12.　契約の変更又は解約---------- 7
13.　契約の解約に伴う契約中途解約精算額---------- 7
14.　緊急調整時の措置---------- 8
15.　そ　の　他---------- 8
付　　則---------- 9
（別　　表）
１．　料金及び消費税等相当額の算定方法---------- 10
２．　料金表---------- 11

１．この選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

①　供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

②　契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（４）この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

２．用語の定義

（１）「契約最大使用量」とは、契約で定める１年間を通じて１時間当たりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。

（２）「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

（３）「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

（４）「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの１年間において引取らなければならない量をいいます。

（５）「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を１２で除した量をいいます。

（６）「最大需要期」とは、１月分（１２月検針日の翌日から１月検針日まで）から３月分（２月検針日の翌日から３月検針日まで）までの３か月間をいいます。

（７）「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。

（８）「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の１か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要月の契約使用量}} \times １００$$

（９）「昼間」とは午前７時から午後１０時までをいい、「夜間」とは午後１０時から午前７時ま

でをいいます。

(10)「契約昼間使用量」とは、最大需要期における１か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。

(11)「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。

(12)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(13)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては１０パーセントといたします。

(14)「単位料金」とは、９に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

３．適 用 条 件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

（１）契約最大使用量が７立方メートル以上であること。

（２）契約年間使用量が契約最大使用量の６００倍（小数点以下切捨て）以上であること。

（３）契約月平均使用量が８５９立方メートル以上であること。

（４）契約年間引取量が契約年間使用量の７０パーセント以上であること。

（５）契約年間負荷率が７５パーセント以上であること。

（６）不測の需要逼迫等の緊急時において当社(導管部門を含みます。)が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

４．契約の締結

（１）お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。

（２）お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づきお客さまの過去の実績、同一業種の操業度及び使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

① 契約最大使用量
② 契約昼間使用量
③ 契約夜間使用量
④ 契約年間使用量
⑤ 契約年間引取量
⑥ 契約月平均使用量
⑦ 契約月別使用量

（３）契約期間は原則として１年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時にお

いて当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに１年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

（４）当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款（小千谷地区）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

５．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、次月の検針日までに解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。

６．料　　金

（１）当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。

（２）当社は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（３）料金は、一般ガス供給約款（小千谷地区）に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（４）お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（１）に基づく１か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は（１）の従量料金に準じて算定いたします。

７．料金及び延滞利息の支払方法

料金及び延滞利息は、口座振替又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款（小千谷地区）に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金又は延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

８．延滞利息

（１）お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

①　料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以

降にお客さまの口座から引き落とした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（２）延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日

×０．０２７４パーセント（１円未満の端数は切り捨てます）

（備　考）

消費税等相当額の算定方法は、別表１（５）のとおりといたします。

（３）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

（４）延滞利息の支払期限日は、（３）の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

９．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（４）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０７９円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０７９円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

４７，９８０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１（４）で定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）といたします。

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格は、当社の本社及び支社に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

１０．需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大使用量超過精算額及び契約昼間使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の（１）、（２）及び（５）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１）最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の６００倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left(\left(\text{契約最大使用量の６００倍に相当する年間使用量}\right) - \left(\text{実績年間使用量}\right)\right) \times \left(\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の基準単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し小数点以下第３位を四捨五入した額}\times 3\right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款（小千谷地区）の規定に基づき算定した料金総額の１０３パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（２）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の１か月当たり平均実績使用量／最大需要期における最も多い月の実績使用量）×１００をいいます。〕が、７５パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を

限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left(\text{負荷率７５パーセントに相当する年間使用量}\right) - \left(\text{実績年間使用量}\right)\right) \times \left(\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の基準単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し小数点以下第３位を四捨五入した額}\times 3\right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款（小千谷地区）の規定に基づき算定した料金総額の１０３パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（備　考）

負荷率７５パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要月の実績使用量に０．７５を乗じ、その量を１２倍した量といたします。

（３）契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left(\text{契約年間引取量}\right) - \left(\text{実績年間使用量}\right)\right) \times \left(\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の基準単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し小数点以下第３位を四捨五入した額}\right)$$

（４）契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の１時間当たりの使用量が契約最大使用量の１０５パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約最大使用量超過精算額} = \left(\left(\text{最大の１時間当たりの使用量}\right) - \left(\text{契約最大使用量}\times 1.05\right)\right) \times \left(\text{契約種別の流量基本料金相当単価}\times 1.1\right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といた

します。

（５）契約昼間使用量超過精算額

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の１０５パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約昼間使用量超過精算額} = \left(\left(\text{その月の昼間使用量}\right) - \left(\text{契約昼間使用量} \times 1.05\right)\right) \times \left(\text{契約種別の昼間基本料金相当単価} \times 1.1\right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

１１．名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

１２．契約の変更又は解約

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは１によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（３の適用条件を満たさなくなった場合及び繰り返し契約量を大きく超過した場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

１３．契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、１２（１）の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、若しくは１２（２）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１）新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は、契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\text{解約日の翌月から契約終了月までの残存月数}\right) \times \left(\text{契約種別の基本料金相当額}\right)$$

（２）新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量又は契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\left(\text{前契約の１か月当たりの基本料金相当額}\right) - \left(\text{新契約の１か月当たりの基本料金相当額}\right)\right] \times \left(\text{解約日の翌月から前契約終了月までの残存月数}\right)$$

１４．緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、１０の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

（１）定額基本料金割引額＝定額基本料金

$$\times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

（２）流量基本料金割引額＝　流量基本料金単価　×　契約最大使用量

$$\times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

（３）昼間基本料金割引額＝　昼間基本料金単価　×　契約昼間使用量

$$\times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$

（４）夜間基本料金割引額＝　夜間基本料金単価　×　契約夜間使用量

$$\times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}}$$

１５．そ　の　他

その他の事項については、一般ガス供給約款（小千谷地区）を適用いたします。

付　　則

１．この選択約款の実施期日

この選択約款は、２０２５年４月１日から実施いたします。

（別　　表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計といたします。

① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。

② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。

（３）従量料金は、基準単位料金又は９の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（４）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い

たします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（５）料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料金表（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金（甲）

① 定額基本料金

１か月につき	３，３００．００　円

② 流量基本料金単価

１立方メートルにつき	４４５．５１　円

（２）基本料金（乙）

① 昼間基本料金単価

１立方メートルにつき	５．００　円

② 夜間基本料金単価

１立方メートルにつき	２．４３　円

（３）基準単位料金

１立方メートルにつき	８４．１５　円

（４）調整単位料金

（３）の基準単位料金をもとに、９の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。